

大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大子町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年大子町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(費用の積立て)

第3条 条例第5条第2項の規定により事業者が積み立てる額は、発電設備の撤去業者、解体業者若しくは建設業者又は産業廃棄物の処理業者等による発電設備の撤去又は処分に要する費用の見積り額とする。

2 前項の規定による額の算定が困難なときは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第6号の規定により発電設備の設置に要した費用として経済産業大臣に情報を提供した額の100分の5以上の額とする。

(抑制区域)

第4条 条例第8条第2項に規定する町規則で定める抑制区域は、大子町全域のうち、条例第7条に規定する禁止区域を除く区域とする。

(配慮事項)

第5条 条例第9条第2項の町規則で定める配慮事項は、別表に掲げるとおりとする。

(事業区域の選定)

第6条 条例第11条の規定による事業区域の選定は、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 位置図

(2) 事業区域図

(3) 事業区域の公図

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(事前協議)

第7条 条例第12条の規定による事前協議を行う事業者は、事業計画事前協議書（様

式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
- (3) 位置図
- (4) 事業区域図
- (5) 事業区域の登記事項証明書
- (6) 事業区域の土地所有者一覧表(様式第3号)
- (7) 事業区域の公図
- (8) 土地利用計画平面図
- (9) 土地求積図又は地籍測量図
- (10) 造成計画平面図及び断面図
- (11) 排水計画平面図及び断面図
- (12) 擁壁の背面図及び断面図
- (13) 発電設備の構造図
- (14) 事業区域に設置する工作物の構造図
- (15) 維持管理計画書(様式第4号)
- (16) 反射光影響予測図
- (17) 水道等埋設状況図
- (18) 設置者が事業計画を実施するために必要な資金があることを証する書類
- (19) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号以下「法」という。)第2条第5項の規定による電気事業者との特定契約を締結する場合にあっては、その締結状況を証する書類
- (20) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による協議書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 町長は、事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書(様式第5号)により、事業者へ通知するものとする。この場合において、当該通知書の有効期限は、通知を行った日の翌日から起算して1年とする。

(地元関係者への説明)

第8条 条例第13条第1項の規定による地元関係者に事業内容を説明し、又は説明

会を実施した事業者は、地元関係者説明実施報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置事業の計画に関する説明資料
- (2) 説明会の会議録
- (3) 説明会の状況を示す写真
- (4) 地元関係者の範囲が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
(設置許可の申請)

第9条 条例第14条第1項の規定による設置許可を受けようとする事業者は、設置事業許可申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 第7条各号に掲げる書類
- (2) 設置事業の施工に係る法令又は例規に基づく許認可を証する書類
- (3) 法第9条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請をする場合にあつては、法第9条第4項に規定する経済産業大臣の認定を証する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 条例第14条第2項の規定による変更許可を受けようとする事業者は、設置事業変更許可申請書（様式第8号）に、変更の内容が確認できる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

3 条例第14条第3項の規定による申請の取下げは、設置事業許可（変更許可）申請取下げ届（様式第9号）によるものとする。

（許可通知書等）

第10条 町長は、前条第1項又は第2項の規定による申請について、許可又は不許可の決定をしたときは設置事業許可（不許可）決定通知書（様式第10号）により、当該申請をした事業者に通知するものとする。

（設置事業に係る届出）

第11条 条例第15条第1項の規定による届出は、設置事業着手届（様式第11号）によるものとする。

2 条例第15条第2項の規定による届出は、設置事業中断（再開・廃止・完了）届

(様式第12号)によるものとする。

(発電事業に係る届出)

第12条 条例第17条第1項の規定による届出は、発電事業開始届(様式第13号)によるものとする。

2 条例第17条第2項による報告は、毎年1回定期に行うものとし、発電設備状況報告書(様式第14号)によるものとする。

3 条例第17条第3項の規定による届出は、発電事業変更届(様式第15号)によるものとする。

(標識の設置)

第13条 条例第19条の町規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 発電設備の区分

(2) 発電設備の名称

(3) 発電設備の所在地

(4) 発電出力

(5) 事業者の所在地、名称及び代表者氏名(個人にあつては住所及び氏名)及び電話番号並びに緊急時の責任者氏名及び電話番号

(6) 発電事業開始年月日

(発電事業終了後の措置)

第14条 条例第23条第1項の規定による届出は、発電事業終了届(様式第16号)によるものとする。

2 条例第23条第3項の規定による報告は、発電設備撤去処分報告書(様式第17号)によるものとする。

(身分証明書)

第15条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第18号)とする。

(助言等)

第16条 条例第25条第1項による助言又は指導は、助言(指導)通知書(様式第19号)によるものとする。

2 条例第25条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第20号)によるものと

する。

(公表)

第17条 条例第26条第1項の規定による公表は、太子町公告式条例（昭和30年太子町条例第1号）第2条第2項に規定する掲示板に掲示して行うほか、町長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第26条第2項の規定による通知は、意見を述べる機会を付与する通知書（様式第21号）によるものとする。

3 前項の規定による通知を受けた事業者は、町長に意見を述べようとするときは、公表に関する意見書（様式第22号）により行うものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

別表（第5条関係）

配慮事項

影響があると想定される事項	配慮事項
生活環境の保全に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅地に近接する場合又は公道に接する場合は、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮する対策をとること。 2 設置事業において、樹木を伐採する必要がある場合は、最小限にとどめること。 3 周辺の景観を阻害しないように設置事業を行うこと。 4 設置事業の施工において、周辺住民又は一般車両の通行の安全確保を図るとともに、車両、重機等による振動、騒音粉じん等による被害を及ぼさないよう必要な措置を講ずること。
防災及び安全対策に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地の形質変更は最小限とし、切土又は盛土により法面、擁壁等が生じた場合は、土砂の流出を防止する措置を講ずること。 2 崖地の近隣に設置する場合は、崖肩沿いの排水対策又は崖肩からの距離をとり、崖地の崩落防止措置を講ずること。 3 雨水、排水又は湧水は想定される水量を有効に排水できる措置を講じ、道路、河川又は隣接地への流出を防ぐこと。 4 雨水、排水又は湧水の水量が想定する量を超えた場合は、その後に生じる事象等について、事業者が責任をもって対応すること。
地元関係者への対応に関すること	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の計画から工事の完了まで、事業内容を説明する標識等を設置し、事業の周知を図ること。 2 地元関係者から次のことについて要望があった場合は、事業者の責任において特段その要望に応じること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 説明会の開催 (2) 協定書等の作成
発電設備設置後の	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業区域内の除草、剪定又は清掃を定期的実施すること。

維持管理に関する こと	<p>2 除草剤又は農薬の使用において、適正な散布を心掛け、周辺に飛散しないよう万全の対策を講ずること。</p> <p>3 発電設備を廃止した場合は、関係法令のほか、環境省が定める太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインに基づき、適正に対応すること。</p> <p>4 周辺環境に影響を及ぼす状況が発生した場合は、速やかに対処すること。</p>
----------------	---